

小笠原村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	2,581人	5,076,010 千円	206,757 千円	978,427 千円	19.3 %	17.5 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

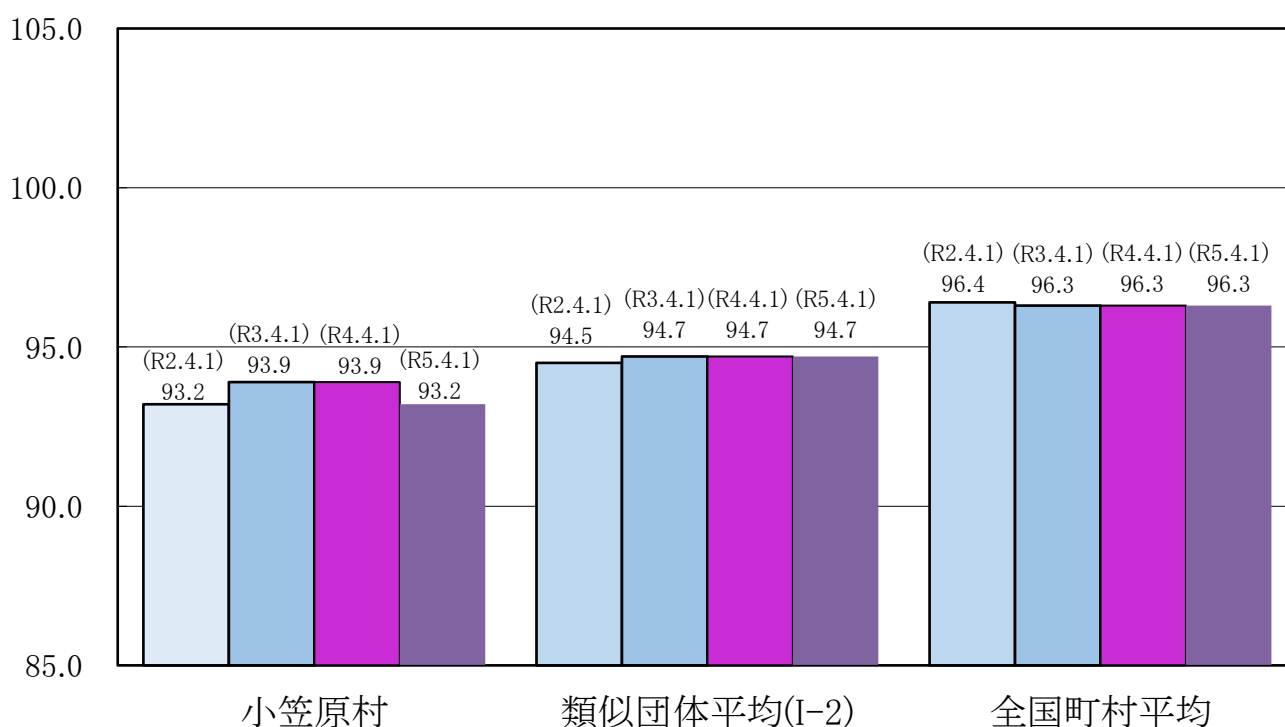
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	115人	401,638 千円	140,970 千円	152,479 千円	695,087 千円	6,044千円	5,369千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

*小笠原村は、人事委員会を設置していないので記載なし。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
5年度	円	円	円 (%)	%	%	1.1 %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数 (R5)
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
5年度	月	月	月	月	月	4.5月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 該当なし

(実施時期)

(参考)

	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		4月1 日時点	遡及 改定 後								
国基準による支給割合											
△△県の支給割合											

③その他の見直し内容

--

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小笠原村	44.7歳	310,554円	389,510円	333,855円
東京都	42.4歳	316,277円	451,385円	398,074円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.0歳	292,377円	344,598円	319,247円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
小笠原村	47.4 歳	5 人	246,080 円	270,131 円	248,080 円	-	-	-	-
うち 施設調理	47.4 歳	5 人	246,080 円	270,131 円	248,080 円	飲食物調 理従事者	41.9 歳	298,600 円	0.90
東京都	50.5 歳	1,241 人	287,646 円	388,055 円	354,902 円	-	-	-	-
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	-	329,178 円	-	-	-	-
類似団体	48.6 歳	2 人	255,717 円	283,608 円	269,307 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
小笠原村	4,234,842 円	-	-
うち施設調理	4,234,842 円	3,945,500 円	1.07

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）。

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点においても完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（5年4月1日現在）

区 分		小笠原村	東京都	国
一般行政職	大学卒	185,200円	187,900円	185,200円
	高校卒	154,600円	152,200円	154,600円
技能労務職	高校卒	151,900円	149,600円	-
	中学卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（5年4月1日現在）

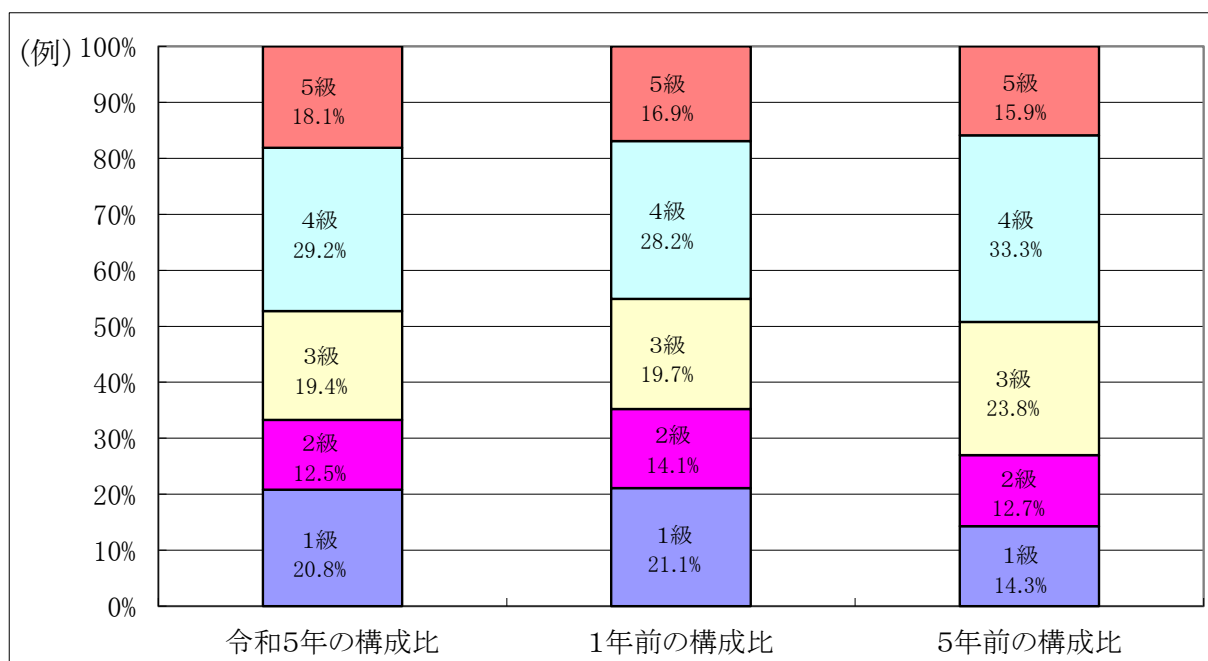
区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満	経験年数30年以上 35年未満
一般行政職	大学卒	265,000円	319,100円	376,300円	369,100円
	高校卒	X 円	該当者なし	X 円	X 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	X 円	X 円	X 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

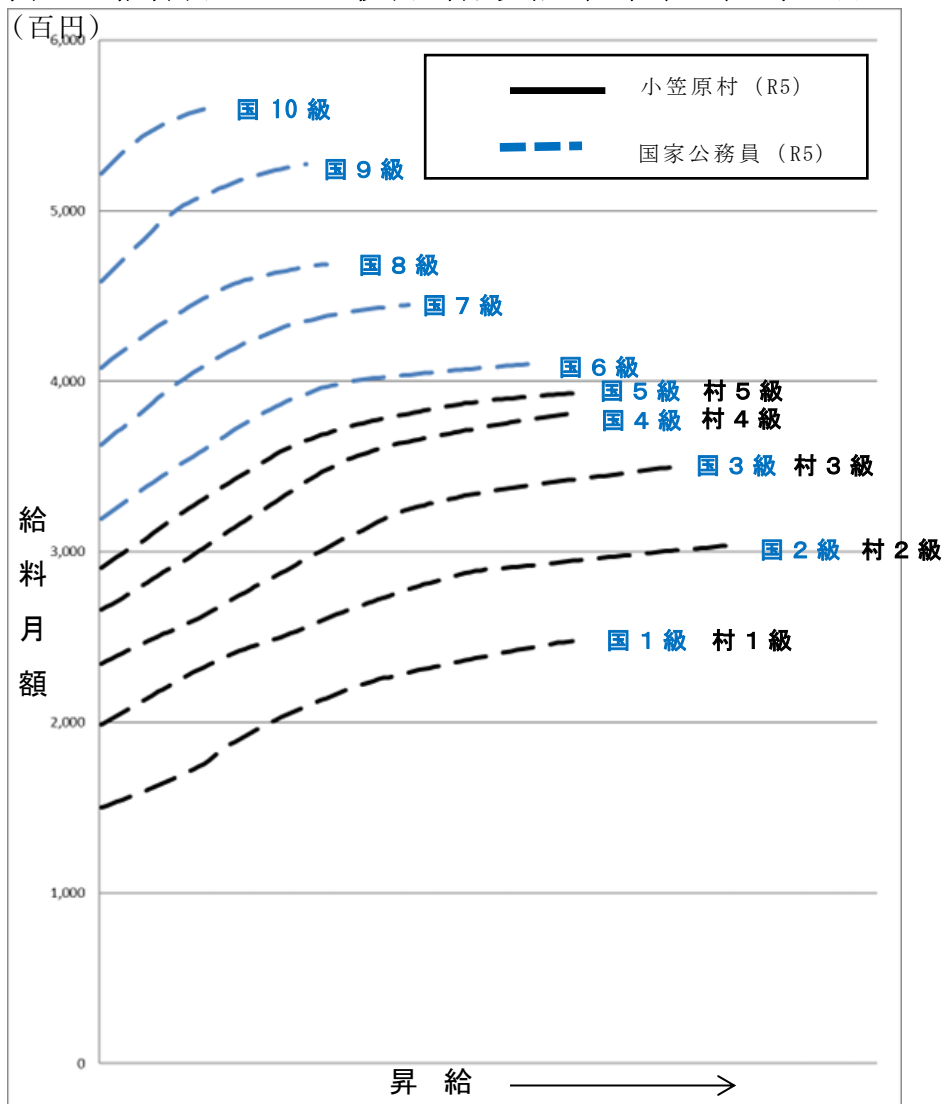
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な職務を行う職務	15人	20.8%	150,100円	247,600円
2級	主任の職務	9人	12.5%	198,500円	304,200円
3級	係長又は主査の職務	14人	19.4%	234,400円	350,000円
4級	課長補佐の職務	21人	29.2%	266,600円	381,000円
5級	1 課長の職務 2 副参事の職務 3 室長の職務 4 事務局長の職務 5 支所長の職務	13人	18.1%	290,700円	393,000円

- (注) 1 小笠原村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（1））（5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（小笠原村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小笠原村	東京都	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,442千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,844千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.4月分 勤勉手当 2.15月分 (1.35)月分 (1.05)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ・()内は、再任用職員に係る支給割合である。

・令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)をR4.6期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(小笠原村)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	0.97 ～2.45	1.16 ～1.38	0.79 ～2.05	0.875 ～1.53
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(5年4月1日現在)

小笠原村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 なし)			・定年前早期退職特例措置		
・定年退職の場合、調整金の加算あり			(割増率 2～45%)		
1人当たり平均支給額	4,113千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		710千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		710,440円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区内	20%	1人	20%

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		18,703千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		425,077円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		40.4%		
手当の種類（手当数）		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
困難な徴収業務従事手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政課税務係 ・ 村民課住民係 ・ 母島支所庶務係 	税の滞納整理、差し押さえ処分等困難な徴収業務について、債務者等と直接接する業務に従事した者	5千円	庁内において従事したとき 日額 250円 庁外において従事したとき 日額 700円
看護業務従事手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療課看護師、助産師 	診療所勤務の看護師、准看護師、助産師で、正規の勤務時間以外の時間に当番待機を割り当てられている者	2,458千円	日額(当番1回につき) 1 通常の日から始まる場合 (1) 拘束時間1時間30分以下の日 1,000円 (2) 拘束時間1時間30分を越え16時間15分以下の日 4,000円 (3) 拘束時間16時間15分を超える日 8,000円 2 年末年始の日から始まる場合 (1) 拘束時間16時間15分以下の日 6,000円 (2) 拘束時間16時間15分を超える日 12,000円
夜間看護等手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療課助産師、看護師、介護員 	診療所及び老人ホームに勤務する助産師、看護師、介護員又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	4,668千円	勤務1回につき 1 通常の日から始まる場合 (1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円 (2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応

				<p>じ、次に掲げる額</p> <p>ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円</p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円</p> <p>ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円</p> <p>2 年末年始の日から始まる場合</p> <p>(1)その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 10,200円</p> <p>(2)その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 4,950円</p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 4,350円</p> <p>ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 3,000円</p>
放射線業務従事手当	・医療課医師、診療放射線技師、看護師、助産師、歯科医師、歯科衛生士	診療及び介助のため放射線業務及び補助業務に従事した者	141千円	日額 280円
緊急登院手当	・医療課 ・母島支所	正規の勤務時間外に救急患者の処置等のために緊急に診療所に登院した者(登院時に看護業務従事手当の支給を受けている者を除く。)	195千円	1回につき 1,000円
救急業務従事手当	・医療課 ・母島支所	救急患者の収容のため、救急自動車で出動した者	64千円	1回につき 1,000円

<p>防疫等作業手当 (新型コロナウイルス感染症)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療課 ・母島支所 	<p>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から村民及び来島者の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、次の各号に定めるものに従事した者</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の診療、看護その他これらの者に接する作業又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理を行う作業</p> <p>(2) 村長が前号に掲げる作業に相当すると認める作業</p>	<p>1,738千円</p>	<p>1 2に定める作業以外の作業 日額又は1勤務 3,000円</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他村長がこれに準ずると認める作業 日額又は1勤務 4,000円</p>
<p>医師業務手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療課医師 	<p>診療所において医師の業務を行う者で、時間外の当番を行う医師</p>	<p>8,400千円</p>	<p>月額 350,000円</p>
<p>診療所長手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療課医師 	<p>小笠原村診療所長の業務を行う医師</p>	<p>1,200千円</p>	<p>月額 100,000円</p>
<p>医師派遣手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療課医師 	<p>東京都地域医療支援ドクター事業により都から派遣された医師で、医師の業務に従事する</p>	<p>0千円</p>	<p>日額 10,000円 (月額 250,000円を上限)</p>

		者		
火葬場運転手当	・ 村民課住民係 ・ 母島支所庶務係	火葬業務を職員が執行せざるを得ない場合、運転に直接従事した者	18千円	1件につき 1,500円 年未年始 2,300円
特殊作業手当	・ 建設水道課 ・ 母島支所施設係 ・ 村民課住民係 ・ 母島支所庶務係	し尿処理管渠内作業、排泥処理作業、醸造作業及び火葬業務の補助等に従事した者	2千円	日額 1,200円 年未年始 1,800円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	64,357千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	590千円
支給実績（3年度決算）	83,566千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	740千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外6,500円 子 10,000円 特定期間の加算 5,000円	同じ		12,496千円	249,918円
住居手当	・ 家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ・ 家賃27,000円を超え61,000円以下（家賃額-27,000円）×1/2+11,000円 ・ 家賃額61,000円超 28,000円	同じ		705千円	234,967円
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 57,600～414,800円	同じ		19,910千円	4,977,600円

通勤手当	公共交通機関 運賃相当額（鉄道 利用は6か月定期 券額を一括支給） 交通用具 通勤距離に応じて 1か月ごとに支給 （通勤距離が片道 2Km以上であるこ と）	同じ 異なる	支給上限 18,700円 国は31,600 円	237千円	78,920円
管理職手当	59,500円 （再任用 44,300円 ）	同じ		8,568千円	714,000円
単身赴任手 当	公署を異にする異 動又は在勤する官 公の移転に伴い、 転居し、やむを得 ない事情により同 居していた配偶者 と別居でい、単身 で生活することを 常況とし、距離制 限（60km以上）を 満たす職員 30,000円（距離 により加算あり）	同じ		0千円	0円
夜勤手当	正規の勤務時間と して午後10時から 翌日の午前5時ま での間に勤務する ことを命ぜられ勤 務した場合 勤務1時間当た りの給料額の25/1 00	同じ		1,615千円	89,750円
管理職特別 勤務手当	管理職手当を受け る職員が臨時又は 緊急の必要その他 の公務の運営の必 要により勤務を要 しない日又は休日 に勤務した場合 6時間以下 8,000円 6時間超 12,000円	同じ		823千円	102,875円
宿日直手当	宿直 10,000円 日直 5,000円 （年末年始加算あ り）	異なる	緊急通報（ 119番）取 り扱いを行 うため手当 額が異なる	4,460千円	117,368円

5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	650,000円 () 円)		(参考) 類似団体における最高/最低額 810,000円 / 457,500円			
	副 市 区 町 村 長	580,000円 () 円)		650,000円 / 440,000円			
報 酬	議 長	240,000円 () 円)		360,000円 / 140,000円			
	副 議 長	195,000円 () 円)		320,000円 / 115,000円			
	議 員	176,000円 () 円)		300,000円 / 100,000円			
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(4年度支給割合) 3.30月分					
	議 長 副 議 長 議 員	(4年度支給割合) 3.30月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 市 町 村 長	650,000×在職年数×4	10,400,000円	任期ごと			
		580,000×在職年数×3	6,960,000円	任期ごと			
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 期末手当については、令和3年人事院勧告に準じた引き下げ分(3.35月→3.25月)を令和4年6月期で調整。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

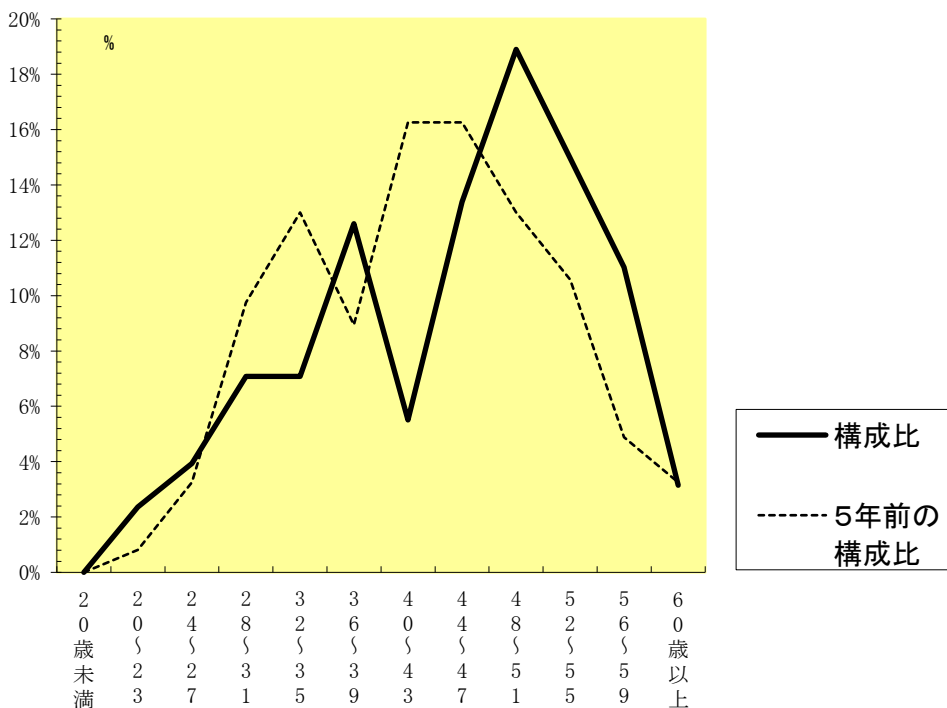
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由	
		令 和 4 年	令 和 5 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		欠員補充 保育士1 欠員補充 農林水産・商工各部門配分変更 "
		総 務	31	32	1	
		税 務	4	4		
		民 生	29	30	1	
		衛 生	35	37	2	
		農 林 水 産	2	1	△ 1	
		商 工 土 木	3	4	1	
	計	112	116	4	<参考> 人口1万当たり職員数 449.44人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 221.45人)	
	教 育 部 門	3	3			
	消 防 部 門					
小 計	115	119	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 461.06人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 257.87人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	4	4			
	そ の 他	4	4			
小 計	8	8				
合 計		123	127	4	<参考> 人口1万当たり職員数 492.06人	
		[127]	[127]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (5年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	3	5	9	9	16	7	17	24	19	14	4	127

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	114	113	113	114	112	116	2(1.8%)
教育	3	3	3	3	3	3	0(%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(%)
普通会計計	117	116	116	117	115	119	2(1.7%)
公営企業等会計計	7	7	7	8	8	8	1(14.3%)
総合計	124	123	123	125	123	127	3(2.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

* 小笠原村には、地方公営企業法を全部適用する公営企業はありません。